

「川越市建築基準法施行細則」の一部改正（案）の概要について

令和 7 年 5 月
都市計画部建築指導課

改正しようとする市規則

川越市建築基準法施行細則（昭和 55 年 3 月 1 日規則第 9 号。以下「市細則」。）

関連する法律

- 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）
- 建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号。）
- 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成 20 年 3 月 10 日国土交通省告示第 282 号）
- 建築設備（昇降機を除く。）の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成 20 年 3 月 10 日国土交通省告示第 285 号）
- 防火設備の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成 28 年 5 月 2 日国土交通省告示第 723 号）

1. 趣旨

法第 12 条による定期調査報告について、検査項目の重複の解消等を図るため、告示（「平成 20 年 3 月 10 日国土交通省告示第 282 号」、「平成 20 年 3 月 10 日国土交通省告示第 285 号」及び「平成 28 年 5 月 2 日国土交通省告示第 723 号」）の一部が改正されたことから、市細則の一部を改正しようとするものです。

2. 内容

（1）「常時閉鎖式防火扉」の定期報告実施について

- これまで、「特定建築物定期調査」で実施している「常時閉鎖式防火扉」の作動等について、「防火設備定期検査」にて実施するよう告示（「平成 20 年 3 月 10 日国土交通省告示第 282 号」及び「平成 28 年 5 月 2 日国土交通省告

示第 723 号」) が改正されましたが、特定行政庁が規則で「特定建築物定期調査」に「常時閉鎖式防火扉」を付加した場合、「防火設備定期検査」による検査を省略することが可能となりました。

- このことから、本市では、「常時閉鎖式防火扉」の定期報告実施について、これまでと同様に「特定建築物定期調査」にて実施できるよう市細則を改正しようとするものです。

(2) 「可動防煙壁（自然排煙用※¹）」の定期報告実施について

- これまで、「特定建築物定期調査」で実施している「可動防煙壁（機械排煙用※²及び自然排煙用※¹）」の作動について、特定行政庁が細則で「建築設備等定期検査」に指定して詳細な検査を実施している場合の重複を解消するため、「特定建築物定期調査」から「可動防煙壁（機械排煙用※²及び自然排煙用※¹）」が削除されるよう告示（「平成 20 年 3 月 10 日国土交通省告示第 285 号」）が改正されました。
- しかしながら、市細則では、「可動防煙壁（機械排煙用※²）」のみを指定しているため、「可動防煙壁（自然排煙用※¹）」が定期報告の対象から外れてしまうことから、本市では、「可動防火壁（自然排煙用※¹）」が、「建築設備定期検査」にて実施できるよう市細則を改正しようとするものです。

注) ※ 1 自然排煙用とは、「排煙機を有するもの」以外を示す。

※ 2 機械排煙用とは、「排煙機を有するもの」を示す。

3. 施行期日

令和 7 年 7 月 1 日

4. 効果

建築物及び建築設備並びに防火設備の定期報告の適切な実施を図ることができま
す。